

平成 2 4 年 9 月 4 日
於：産業プラザ会議室

世田谷区基本構想審議会 第 2 部会（第 5 回）

議 題

1. 第 2 部会の検討テーマについて
スポーツ
2. これまでの議論について
3. その他

《配付資料》

- 資料 1 スポーツ
- 資料 2 第 2 部会の議論の整理
- 資料 3 基本理念のキーワード

スポーツ基本法

スポーツの力で 日本を元気に！

The Basic Act on

sports



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

スポーツ基本法が制定されました

平成23年法律第78号

平成23年6月24日公布

平成23年8月24日施行

昭和36年に制定されたスポーツ振興法は、我が国のスポーツの発展に大きく貢献してきました。

制定から50年が経過し、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。



こうした状況を踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律として、議員立法により「スポーツ基本法」が成立しました。

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。



写真提供：共同通信社

スポーツは、 世界共通の人類の文化である

スポーツ基本法の前文は、この言葉から始まります。

前文では、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

●スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利

- 全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上。他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響
- スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与。心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠
- スポーツ選手の不断努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営み。国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高める。これらを通じて、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与
- スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割

スポーツ選手が地域
スポーツの推進に寄与

競技水準の向上

我が国のスポーツの
発展を支える好循環

地域スポーツの推進

優れたスポーツ選手の
育成

スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、
スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進

第1章 総則

1 目的

この法律の目的が規定されています。

2 基本理念

スポーツに関する基本理念が8項目にわたって定められています。

- ① スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- ② 青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- ③ 地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
- ⑥ 我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
- ⑦ スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- ⑧ スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨としてスポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

3 国、地方公共団体の責務

国、地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

4 スポーツ団体の努力

スポーツ団体は、次のことに努めることが定められています。

- ① 基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む
- ② スポーツの振興のための事業を適正に行うため、運営の透明性の確保を図るとともに、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成
- ③ スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決

5 国民の参加・支援の促進

国、地方公共団体、スポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加・支援を促進するよう努めることが定められています。

6 関係者相互の連携・協働

基本理念の実現を図るため、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協働について定められています。

7 法制上の措置等

政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上の措置等を講ずることが定められています。

第2章 スポーツ基本計画等

8 スポーツ基本計画

文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めなければならないこと、基本計画を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の施策に係る事項については「スポーツ推進会議」において連絡調整を図ることとされています。

9 地方スポーツ推進計画

地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

第3章 基本的施策

10 スポーツの推進のための基礎的条件的整備等

スポーツの推進のための基盤となる指導者の養成、施設の整備、学校体育の充実、国際交流・貢献の推進等が定められています。

①指導者の養成等

- スポーツの指導者やスポーツの推進に寄与する人材の養成、資質の向上とその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援 など

②スポーツ施設の整備等

- 国民が身近にスポーツに親しむことや競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、指導者等を配置 など
- スポーツ施設の整備に当たっては **安全の確保や障害者の利便性の向上に努める**

③学校施設の利用

- 国立、公立の学校の設置者は、学校教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努める

④スポーツ事故の防止等

- スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止や、これらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識を普及 など

⑤スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決

- スポーツに関する紛争の仲裁・調停の中立性・公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁・調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解を増進 など

⑥スポーツに関する科学研究の推進等

- スポーツに関する諸科学を総合して実際の・基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策を効果的に推進
- スポーツの実施状況、競技水準の向上を図るための調査研究の成果、取組状況に関する情報その他の国の内外の情報の収集、整理、活用

⑦学校における体育の充実

- 体育に関する指導の充実、スポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用 など

⑧スポーツ産業の事業者との連携等

- スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携・協力の促進 など

⑨スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- スポーツ選手、指導者等の派遣・招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会等の開催 など
- 環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進や、国際平和に寄与

⑩顕彰

- 競技会において優秀な成績を収めた者、スポーツの発展に寄与した者の顕彰



11 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

地域におけるスポーツの振興など、多様なスポーツの機会を確保するための環境を整備するための施策が定められています。

① 地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等

- 国民が興味・関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営する「地域スポーツクラブ」が行う事業への支援や、指導者等の配置、スポーツ施設を整備 など

② スポーツ行事の実施及び奨励

- 住民が自主的・積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等の行事を実施するよう努めるとともに、「地域スポーツクラブ」等がこれらの行事を実施するよう奨励



写真提供：広島県 華の里スポーツクラブ

③ 体育の日の行事

- 国・地方公共団体は、体育の日（10月第2月曜日）において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施
- 広く国民があらゆる地域でそれぞれの生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう努める

④ 野外活動、スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励

- 野外活動、スポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施 など

12 競技水準の向上等

我が国のスポーツに関する競技水準を向上するため、優秀なスポーツ選手の育成や、国際競技大会の招致・開催支援等が定められています。

① 優秀なスポーツ選手の育成等

- 優秀なスポーツ選手の確保・育成のため、スポーツ団体が行う合宿、スポーツ選手・指導者等の大会への派遣、優れた資質を有する青少年の指導、競技技術の向上やその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境を整備 など
- 優秀なスポーツ選手や指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識・技能の習得に対する支援や環境の整備を促進 など

② 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会

- 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の開催者や大会の性格を規定
- 国は、大会の円滑な実施・運営に資するため、必要な援助を実施

③ 国際競技大会の招致・開催の支援等

- 国際競技大会の我が国への招致・開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、社会的気運の醸成や、招致・開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要となる特別の措置を講ずる
- 国は、国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、スポーツ団体と緊密に連絡

④ 企業、大学等によるスポーツへの支援

- 企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を実施

⑤ ドーピング防止活動の推進

- スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育・啓発などドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等へ支援 など



第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

13 スポーツ推進会議

スポーツに関する施策の総合的、一体的、効果的な推進を図るため、政府にスポーツ推進会議を設け、文部科学省と厚生労働省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の連絡調整を行うことが規定されています。

14 地方自治体のスポーツ推進会議等

地方のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、都道府県・市町村に、スポーツ推進審議会等の合議制の機関を置くことができることが規定されています。

15 スポーツ推進委員

これまでの「体育指導委員」に代わり、市町村のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、市町村の教育委員会は、「スポーツ推進委員」を委嘱する」となっています。

スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、スポーツに関する指導・助言を行います。

第5章 国の補助等

16 国の補助

国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の実施等に要する経費などの一部を補助します。このほか、学校法人の設置する学校のスポーツ施設の整備や、スポーツ団体の行う事業に対し、予算の範囲内において、一部を補助することができます。

17 地方公共団体の補助

地方公共団体は、スポーツ団体の行うスポーツの振興のための事業に必要な経費の一部を補助することができます。

18 審議会等への諮問等

国・地方公共団体が、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助しようとする場合には、あらかじめ定められた審議会等の意見を聴かなければならないこととされています。



写真提供：千葉県

附 則

19 スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討

政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁、スポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが定められています。

20 経過措置

スポーツの振興に関する計画、スポーツ推進委員についての経過措置が定められています。

スポーツ立国戦略とスポーツ基本計画について

文部科学省では、平成22年8月、今後おおむね10年間を見すえ、スポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示す「スポーツ立国戦略」を策定しました。

今後は、スポーツ立国戦略に掲げた基本的方向性も踏まえつつ、新たな「スポーツ基本計画」の策定に向けて検討を進めてまいります。

スポーツ立国戦略の概要（参考）

I スポーツ立国戦略の目指す姿

新たなスポーツ文化の確立

～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～

II 基本的な考え方

1. 人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視

2. 連携・協働の推進

III 5つの重点戦略



IV 法制度・税制・組織・財源などの体制整備

総合的なスポーツ行政体制の検討、スポーツ振興財源の在り方 等



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

担当：文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
E-Mail: sskikaku@mext.go.jp

文部科学省ホームページに、スポーツ基本法関係資料を掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm

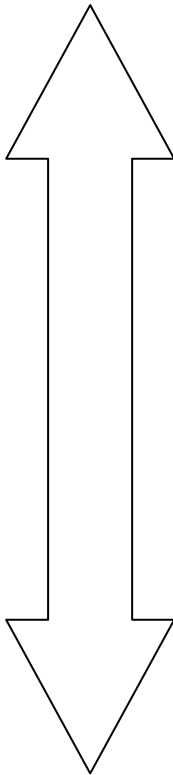
基本理念	将来像	課題、現状認識	施策につながる方向性
- 住民が日々の暮らしの中で感じた課題を自ら解決することが非常に重要である。 - 防災は、各自が区民としての自覚を持ち、自分の身は自分で守るという考え方を進めていかないとうまくいかない。 - 街が発展してきた歴史性を評価し、景観を保全するなど、歴史を尊重し、強みを生かしてゆく。	【歩いて楽しい世田谷をつくる】 【まちをデザインする】 誰もが歩いて暮らせる、地域で楽しめる、魅力にあふれたまち	【街づくりについて】 ●将来を見据えた地域としてのデザインが必要である。 ●道路やコミュニティバスなど行政でないとできないことは進めていくべきである。 ●多様な手法の組み合わせによりみどり率を高めることが重要である。 ○住宅政策	【街づくりについて】 ●区は、現在も住みやすさの向上に寄与している用賀プロムナードなど、良好な景観を創出し、先進的な取り組みを進めてきた。将来を見据え、デザイナーなどの専門的な知見も活用して、地域のデザインを発信する仕組みが必要である。 ●都市計画道路の整備や道路率等は23区で低位となっている。行政でないとできないことをしっかり進めていくことも大切である。 ●高齢者、独居老人が多く住んでいるところは、コミュニティバスや南北交通道路を整備しないと、買い物難民になってしまう。自転車道のネットワークについても重点的に考える必要がある。交通ネットワーク整備の前提として南北交通の道路施策が議論となる。 ●人が住むところの緑の割合を高めていくことが大切である。地域ごとにみどり率をどう高めていくかという視点が大事である。 ●区内でマンションが増える中で緑地が減少している。建築条例等で人が住んでいる地域の緑地を守ることや、樹木墓地など多様な手法の活用によって緑地が増えるよう誘導するなどの都市計画が必要である。
	【楽しい防災】 ・日常の、地域の人とのつながりを楽しむ防災コミュニティ	【防災について】 ●防災につながるコミュニティづくりが課題である。 ●住宅の耐震強化を進める必要がある。 ●早期復興を目指した仕組みづくりが必要である。 ●緊急時の区に対応方針の発信が必要である。 ●集中豪雨への対応は喫緊の課題である。	【防災について】 ●普段からまちを歩いて、自分の住む環境、住む場所をよく知っておくことが大事である。 ●日頃から地域ぐるみで避難訓練などを通じて、避難することに慣れることがもちろん、知り合いが増えることで日常生活が楽しくなるのではないか。 ●災害時に、商店街（避難誘導、情報提供）や区内大学の学生など若い力の果たす役割は大きい。そのため、災害時の商店街の役割を明確化することや、有事の際にボランティアをしたい人が集まる場所を設定しておくなど、日頃から地域のコネクションづくりに取り組む必要がある。 ●災害時の独居老人対策を民生委員に全て委ねるのは問題がある。民生委員を中心に様々な人が手分けして行うことが大切である。 ●震災では建物の倒壊による死者が多いため区内の住宅の耐震強化は大きな課題であり、建て替えを推進できれば、産業にとってもプラスになる。 ●被災直後にどこに避難したらよいのかを考える際などに、土地勘の有無が生死を分ける。歩いて楽しいまちづくりの進展は、区民の土地勘の向上にもつながるため、防災という観点からも重要である。 ●復興が早いまち世田谷を目指した構想を軸とし、商店街等がコミュニティに関わる仕組みづくりや、有識者を招聘して議論するなどの取組みが必要である。 ●高齢者の多くは病院に通院することが主な外出理由となっていることから、高齢者の防災については病院とセットで考えていく必要があるだろう。 ●緊急時の世田谷区に対応方針として、どのような動きをするのか区民に伝えていく必要がある。 ●日本の都市部では、とりわけ集中豪雨の対応能力が弱く、危険である。ゲリラ豪雨は人災であり、個人での対策は不可能なため、行政の力で対策を行う必要がある。
	【省エネルギーから小エネルギーへライフスタイルの転換】	【環境・エネルギーについて】 ●ライフスタイルそのものの変革が必要である。 ●エネルギー施策の観点から、地域コミュニティの再現を検討すべきである。	【環境・エネルギーについて】 ●環境問題の解決に向けて、省エネから小エネへと、自然環境との関係のあり方も含めた、ライフスタイルそのものの変革が必要である。ライフスタイルの変革に向けては、教育が重要なポイントとなる。 ●エネルギーの観点から、地域のコミュニティを再現できる可能性もある。例えば、教育とエネルギーの連携を考え、小学校を地域のエネルギー施策の拠点とすることも考えられる。 ●商店街や公共施設を拠点としたクールシェアを導入することも考えられる。省エネだけでなく、高齢者の孤独死防止にもつながり、また、商店にとっても顧客が少ない暑い昼下がりの時間帯に人が来てくれるため、メリットがある。 ●区内の大学も含めて、新しい環境のベンチャー、技術を開発したり、奨励金を出したりして、若い人たちの新しい起業になったり、エネルギー・環境の取り組みをやるのはブランドになるし、産業的に潤うかというのはチャレンジになる。

第2部会の議論の整理

基本理念	将来像	課題、現状認識	施策につながる方向性
	【職住近接のまち】 ・働くところが住むところという住民を増やすことによる、地域力、住民力の強化	【産業・仕事について】 ●職住近接により地域の力を強化すべき。 ●分散型産業を振興する。 ●既存産業を支援する。 ●世田谷の地域資源を活用した「まちなか観光」を推進させる。 ○若者の雇用	【産業・仕事について】 ●商店街の中に事業者と不動産所有者が分離した地域もみられる。このような地域では自助・共助の機能が弱い。道路の拡幅等で地価が上がると一層分離が進む恐れがある。 ●世田谷らしい産業をどのように考えるか。大規模な生産業は難しい。分散型で広いスペースを必要としないIT、デザイン、アート、大学、知的産業などがポイントになってくるか。 ●普段からの顔見知りが防災力を高める。そのために区内で働く人を増やす新産業の創造や、既存産業の活性化が重要である。街づくり、産業、防災、学校など、昔からある資産を有効活用していくことが大事である。 ●「まちなか観光」を導入することで、少ないインフラ整備で交流人口・内需の拡大をねらうことができる。また、地域を旅する、まちを知る、地域を知ることは、防災面においても大事である。
	【歩いて楽しい世田谷をつくる】 【まちをデザインする】 (再掲) ・誰もが歩いて暮らせる、地域で楽しめる、魅力にあふれたまち	【芸術文化について】 ●文化施設の運営方法や運営を担う人を如何に育てるかなど教育も大事である。 ●人的資源を有効活用していくべき。 ●図書館のあり方について再検討することが必要。	【芸術文化について】 ●区内にある多数の文化施設は、一部を除き、ほとんどが貸し館を中心にしており、文化発信につながっていない。ハード面の整備だけでなく、運用面も課題である。 ●区内に住んでいる文化人に積極的に参加してもらうことが重要である。世田谷に住む多数の文化人の交流をコーディネートする機能が必要である。 ●地域が文化を育てる。区民が主体となり生活に身近な文化活動を行う場があれば、災害の際にも役立つだろう。 ●図書館について、住まいの近くで借りられる仕組みを考えることは、機能の充実として重要である。 ●ビジネス図書館のような、ビジネスで本を置いているところが運営し、カフェと一緒に併設することで、ゆったり本を選別できたら良い。
		【スポーツについて】	
	【多くの世代が混ざり合うコミュニティ】	【コミュニティについて】 ●町会を活性化し、防災対策につながるコミュニティづくりが大きな課題である。 ●コミュニティとして機能するきっかけや、地域の人々が交流するような仕組み作りが必要。 ●元気高齢者の活用、マッチング機能が必要。	【コミュニティについて】 ●町会の活性化が重要だが、マンションができると機能しなくなることもある。町会を活性化し、防災対策につながるコミュニティづくりが大きな課題である。また、商店街・農地もコミュニティの核となる。 ●近年では、ごみを戸別回収しているが、ごみの出し方を地域の住民で共に考えることで、コミュニティとして機能するきっかけになるのではないか。同様にエネルギーや水を地域で共同使用をするなど、地域の人々が交流するような仕組み作りが必要だろう。 ●行政やNPO等が中心となって、子育てや介護等のニーズと地域の元気な人たちをマッチングさせる機能が必要だろう。 ●今後は行政の仕事を民間や地域の元気な高齢者に移管すべきだろう。たとえば、青色パトロールカーを商店街等が担うことで費用対効果が高くなるだろう。 ●地域の発展に貢献し、かつ自分をアピールできる場があれば、世田谷の魅力になる。 ●地域の空き家等を活用して、地域の中で子どもが育っていくような仕組みが必要である。 シェアハウスの方法を用い、若者が一緒に住むことを促進し、災害時に助け合うような仕組みが必要だろう。この際には、地域の空き家やシェアハウス等に誘導する役割を持つ「地域ウォッチャー」のような人を設けてはどうか。
その他（社会背景、全体に共通する事項など） 【人口構成について】 ●年齢の人口バランスを考えると、若い人に住み続けてもらうことが必要である。 ●担税能力が高い住民を惹きつけ続けるまちにする必要がある。 ●結婚しないと多くの場合は子どもを持たないため、結婚しやすい環境と結婚後に多世代で住める環境が必要である。			

パラダイム
シフト

【第1回】

	議論したテーマ	まちを創る・高める	ひとが暮らす活きる			
 ソフト	(スポーツ)	総合型地域スポーツクラブ (第4回)	生涯スポーツ社会 (第4回)	【第1回】		
	芸 術・文 化	歴史的文化資源 (第4回)	環境を通しての芸術・文化 (第4回)	世田谷らしい文化、文化の発信 (第4回)		
	産業・仕事	世田谷らしさ (第1回)				
	コミュニティ	職住近接 (第1回) 混ざり合う (第2回) 地域の人材育成 (第3回)				
	環境・エネルギー	都市の核 (第3回)	コミュニティ再形成 (第1回)	多世代交流 (第1回)	絆 (第1回)	ごみとコミュニティ (第3回)
	防 災	省エネルギーから小エネルギー (第4回) ライフスタイルを変える (第4回)				
		みどり率 (第3回) コンパクトシティ (第2回) 環境立国・環境立区 (第4回) 農地 (第3回) 自助・共助・公助 (第2回) 区民の役割 (第3回) 防災対策の日常化 (第4回)				
ハード	街 づ く り	みどりと災害(減災) (第1回) 豪雨対策 (第3回) 防災と復興 (第2回) 都市機能 (第3回) 都市の更新 (第3回) 南北交通 (第3回) 公共交通 (第3回) 都市デザイン (第4回) まちをデザインする (第4回) 地域らしさを生かした街づくり (第4回) 自転車道ネットワーク (第3回) 歩いて楽しい世田谷 (第4回)				